

デクロンプラス含有の電子機器等の製品に係る輸出規制について

経済産業省は2025年7月22日、「デクロンプラスが使用されている電子機器等の製品に係る輸出規制について」を公表しました。

本文書では、2025年8月12日から施行された、デクロンプラスが使用されている電子機器等の「製品」に係る輸出規制について説明されており、概要は以下の通りです。

(1)デクロンプラスが使用されている「電子機器及び電気機器の部品」とは、「部品」のみが規制対象であり、機器「本体」は規制対象外となります。

(2)適用除外品目及び運用通達のただし書きに該当する場合には、規制の対象外となります。

(3)(2)に該当しない場合には、輸出承認申請の対象となりますが、電子機器等の「部品」に関しては輸出承認基準を満たさないため、原則承認されません。

当社では、製品分析について豊富な経験や実績があります。詳しくは、当社製品分析担当者（フリーダイヤル0120-01-2590）までお気軽にお問い合わせください。

資料 [2025年7月22日付 経済産業省資料](#)

下記の記事をご希望の方は編集室までご連絡下さい。

[1. 中央環境審議会 水環境・土壌農薬部会 総量削減専門委員会（第5回）開催について](#)

[2. 埼玉県内の河川及び地下水の測定結果について\(2024年度\)](#)

[3. 低濃度 PCB 廃棄物の無害化処理の認定について](#)
(東芝環境ソリューション株式会社)

ECHA が PFAS 制限案を更新

欧州化学品庁 (ECHA) は 2025 年 8 月 20 日、PFAS (ペルフルオロアルキル化合物) の制限提案を更新しました。この更新は、2023 年 1 月の提案で寄せられた 5,600 件超の意見を踏まえたものです。

【新たに評価された 8 つの分野】

当初の提案では具体的に言及されていなかった 8 分野 (印刷・シーリング・機械・医薬品の一時包装や賦形剤などのその他の医療用途・軍事・爆薬・産業用繊維・溶媒や触媒などのより広範な産業用途) について評価を実施しました。

【代替的な制限オプションの検討】

全面禁止または一部用途に期間限定の例外措置を設ける案に加え、リスクが管理できる場合に製造・上市・使用を継続可能とする条件付きの選択肢も 7 分野 (PFAS の製造・輸送・電子機器および半導体・エネルギー・シーリング・機械・産業用繊維) で検討されています。

ECHA は、欧州委員会に対し、リスク評価委員会 (RAC) および社会経済分析委員会 (SEAC) の意見をできる限り早く提供することを目指しています。

当社では PFAS の分析に実績と豊富な経験があります。詳しくは、当社 PFAS 分析担当者（フリーダイヤル0120-01-2590）までお気軽にお問い合わせください。

資料 2025年8月20日付 欧州化学物質庁 (ECHA) HP All news

[4. 東京湾環境一斉調査について\(2025年度\)](#)

臨時休業について (お知らせ)

誠に勝手ながら、下記の通り社内行事の為休業させていただきます。

10月9日 (木)



消毒副生成物の検査の期間です！

特定建築物に該当する建物は、定期で水質検査が義務付けられています。中でも消毒副生成物の12項目は、水質検査の実施時期が決められており、6月～9月の間に実施する必要があります。詳しくは下記URLからもご覧いただけます。特定建築物における水質検査：<http://www.knights.jp/knightsreport/reports/KR08005.pdf>

お問い合わせはこちら



[過去の記事はこちら](#)

[お問い合わせはこちら](#)